

総務政策委員協議会記録

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 開会年月日 | 令和元年6月5日 |
| 開会時刻 | 午前10時00分 |
| 閉会時刻 | 午前10時50分 |
| 出席委員名 | ◎北村勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司 |
| | 岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫 |
| | |
| | 中山裕司 議長 |
| 欠席委員名 | — |
| 署名者 | — |
| 担当書記 | 倉井伸也 |
| 協議案件 | 1 行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について |
| | 2 共生社会ホストタウンの取組について《報告案件》 |
| | 3 違反対象物の公表制度について《報告案件》 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 説明者 | 情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課副参事、 |
| | 消防庁、消防次長、予防課長、予防課副参事、 |
| | 教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、スポーツ課長、 |
| | 社会教育課長 |
| | その他関係参与 |

協議の経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」の協議と「共生社会ホストタウンの取組について」及び「違反对象物の公表制度について」の報告を受け、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時00分

◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」及び報告案件として、「共生社会ホストタウンの取組について」、「違反对象物の公表制度について」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

本日は、御多用のところ、総務政策委員協議会をお開きいただき、誠にありがとうございます。本日、御協議をお願いする案件は、委員長から御案内のありましたとおり、「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」、その他報告案件が2件、全部で3件となっております。

詳細につきましては、それぞれ担当から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

それでは、行財政改革プラン取組項目の平成30年度の実施結果について、お手元の資料1に基づき、御説明申し上げます。

表紙をお開きいただき、1ページ及び2ページをご覧ください。1ページには昨年度策定した行財政改革プランの概要を、2ページには行財政改革の取り組みのイメージ図を改めてお示ししております。

次に、3ページ及び4ページをお開きください。行財政改革プランに基づく取組一覧表でございまして、各常任委員協議会の所管がわかるように記載してございます。

4ページをご覧ください。上から3行目の行財政改革推進事業につきましては、ただいま御報告しております行財政改革プラン取組項目の進捗を成果指標としており、重複をいたしますので、項目からは削除しております。

また、取組方針の⑩歳入確保のうち、1行目の危機管理課の避難対策事業につきましては、防災マップの改訂のタイミングで企業広告を掲載しようという取り組みでございまして、3行目の企画調整課における全庁的な取り組みである広告事業へ統合しております。その下の図書館運営経費、図書館管理、ネーミングライツ推進事業、スポーツ施設につきましても、図書館及びスポーツ施設へのネーミングライツ導入に向けての取り組みでございまして、同様に、企画調整課のネーミングライツの導入のほうへ統合しております。全体としましては、新規の取組項目を含め、56項目に取り組んでおります。総務政策委員協議会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただいた15項目でございまして、完了した取り組みが1項目、新規に取り組んでいくものが2項目となっておりますので、これらについて順に御説明申し上げます。

その前に、恐れ入りますが5ページをご覧ください。進捗管理シートの見方として、記載例をお示ししております。前回、御報告した様式を見直し、取り組みの進捗状況を確認するため、毎年度の実績値、実施内容を記載することといたしました。なお、本資料中、アンダーラインのある項目については、表記の変更を含め、前回、御報告した内容から変更をしているものでございます。

それでは、16ページをご覧ください。上段のナンバー⑦の1、施設使用料の見直しでございまして、平成30年度は、受益者負担の公平性や公正性の確保と業務の効率的な運営推進を目的とする基本的な考え方を示す施設使用料に関する見直し指針を策定いたしました。施設使用料の改定については、施設類型別計画に基づく再編等の時期に合わせて実施しますが、利用者等の低い施設については、施設の有効利用の面や経費の削減とともに、利用率向上のための対策も検討し、実行していくこととします。

次に、19ページをご覧ください。中段のナンバー⑦の10、ICT活用推進事業を今年度からの新規取組項目として追加させていただきました。これは、今年度の当初予算にも新規事業として計上しておりますが、ICTの活用について調査研究するとともに、AIやRPA等の活用を検討し、導入を推進し、市民サービスの向上、業務の効率化を図ることといたしております。

次に、23ページをご覧ください。上段のナンバー⑧の11、インターネット情報発信事業は、当初取り組みを保留といたしておりましたが、今年度からの新規取組項目として追加させていただきました。これは、現行のホームページをリニューアルし、閲覧者と操作者の使いやすさに優れ、誰もがいつでも利用しやすく、災害時等に強いホームページの環境整備と安定運用を図ろうとするものでございます。

次に、29ページをご覧ください。下段の行財政改革の取り組みを保留する事務事業の

状況について、御説明申し上げます。年度当初において、分析・調査等が必要なことから取り組みを保留したものについて、平成30年度に分析・調査等を行った結果、148件のうち3件を行財政改革プランに基づく取り組みとし、45件については日常的な業務改善として進めていくものとししました。平成30年度末に取り組みを保留している100件については、今年度も引き続き、分析・調査等を行ってまいります。

以上が、行財政改革プランに基づく取組項目の平成30年度実施結果でございます。なお、この実施結果につきましては、5月7日に開催されました行政改革推進委員会に報告させていただいたところ、今後も種々工夫され取組まれたいという御意見や取り組みによる効果について、質の改革であればどのように向上したのか、量の改革であればどのように変化したのかを明確にすべきという御意見を頂戴しており、委員の意見は担当課へ伝え、成果指標を変更するなど、今後の取り組みにおいて対応することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは、1点だけなんですけども、聞かせていただきたいと思います。一番最後のページのところのネーミングライツの導入について、少しお尋ねをさせていただきたいと思います。この実施内容の結果のところを見せていただきますと、制度の推進に向けてうんぬんということで、図書館やスポーツ施設などへということで、この二つについて、担当の所管課において調査検討を行ったというふうなことを過去に記載をいただいておりますけども、結果どうだったのかというふうなところ辺を少し聞かせていただきたいと思いません。

◎北村勝委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

失礼いたします。スポーツ課といたしましては、昨年度、三重県内の公共スポーツ施設のですね、状況調査といたしまして、施設の名称であったり、種類、そしてネーミングライツの期間、金額等につきまして、把握をさせていただくことに努めさせていただいたところでございます。

◎北村勝委員長

社会教育課長。

●山口社会教育課長

図書館でございますけれども、同じく昨年度、県内外の図書館の導入状況を調査いたし

ました。項目につきましては、契約金額であるとか、契約期間、あと呼称とか、そういったことの契約内容について調査をいたしました。以上です。

◎北村勝委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。2018年度は、今おっしゃったような調査をされたということでお伺いをしましたけども、伊勢市においてネーミングライツといいますと、今、二つの施設がネーミングライツの導入をされておるのは皆さんご存知のことと思います。

平成29年の4月1日からということで、ダイムスタジアム伊勢とシンフォニアテクノロジー響ホール伊勢と、この二つがされている訳ですけども、実績として年間800万円いただく中で、大変効果的なものであるというのは、皆さん認識は同じではないかというふうに思います。その時は、ちょうどタイミングもよくというか、向こうからも申し出もあったというふうなことを伺っておりますけども、今後ですね、これからどうやっていくのかというのは、この調査結果のもと、どのようなことを考えているのかお聞かせいただけたらと思います。

◎北村勝委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

はい、今後につきましては、県内の調査もさせていただきましてところ、県内では、スポーツ公園や体育館、そして武道館を始め、様々な対象の施設を導入しておるところもございます。私どもにつきましては、今も委員の御発言がありましたように、ダイムスタジアムの実績もございますので、そのようなところも踏まえながらですね、今後も可能な施設がないか、引き続き研究をしてまいりたいとこのように考えております。

◎北村勝委員長
社会教育課長。

●山口社会教育課長

他市の導入事例を参考にしまして、伊勢市の状況も勘案しながら、導入に向けて検討していきたいと思います。

以上です。

◎北村勝委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。ありがとうございます。導入に向けて検討していきたいということであり、引き続き検討のほうは、ぜひお願いをしたいと思います。

今回、スポーツ施設、また文化施設ということでありますが、全国の自治体においては、その他の施設もたくさんネーミングライツの導入がなされております。いろんなところでニュースになっているのが、歩道橋であったりとか、また最近では、公園、いろんな道路にも「何々通り」という名前がついたり、あと最近では、公衆トイレなどにもネーミングライツの名前がついているというふうにも伺っております。

それ以外のところの部署にも、この2019年度以降、いろんなことでネーミングライツの導入については、同じように検討をそれぞれの部署でできないかどうか考えていただきたいと思いますけれども、その辺についてのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

今年度につきましても、先日、そのような情報を各課のほうに流させていただきまして、先ほど御紹介をいただいた部分の取り組みというのでも御紹介をさせていただきながら、各課のほうでマッチング、取り組みができないかどうかということ、積極的に検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

◎北村勝委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。ありがとうございます。それともう一つは、進捗管理シートの見方でですね、そこら辺の2021年度、まあ4年間ということで、この取り組みがなされるわけですが、2021年度の姿というものがちょっとこう、今一つ、これはあくまで取り組みの結果ですので、そこまで記載するのは難しいのかも分からないですけども、日々改善をしながら、改革もしながら考えていただくということではあると思うんですけど、ちょっとその辺が検討したというふうな、確認をしたとかですね、そういった実施内容の中身から、もう少し見やすいものにならないかなというふうにちょっと感じたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

ネーミングライツの導入ということで、恒久的な取り組みになってまいるということで、2021年度に目標の年次を設定しておりますけれども、委員仰せのように、この取り組みの状況というのが、年次的にわかりやすい進捗の見方ということで工夫も行革推進委員会の御意見も賜りながら努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

◎北村勝委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。先ほども、その推進委員会のほうから、そういった御意見もいただいたことでありますので、ぜひまたその辺は工夫をしていただけたらというふうに思ひます。以上で終わります。ありがとうございました。

◎北村勝委員長

他に御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

始めにですね、10ページのPFI事業導入指針の策定についてお聞かせをいただきたいと思ひます。これにつきましては、26年度からの行革指針でもうたわれ、調査・検討も進めてきてもらっておったと思うんですが、策定には至っておりません。引き続いて、今回の行革プランでも取り組んでいただいておりますが、このシートを見てみますと、昨年度、基本的な考え方の整理と研究を進めて、本年度、指針を策定するということになるかと思ひます。本年度、2019年度のPFI事業導入に関するこの基本方針の策定は可能なかどうか、またその準備の状況はいかがなものかをお聞かせいただきたいと思ひます。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

PFI事業の導入指針の策定についての御質問です。現在の進捗状況としましては、指針の素案の検討段階ということで、何とか今年度中に策定をしたいというふうなことで動いておるところでございます。どのようなものということについては、国のほうでそういう優先的にやっていく、検討すべき指針というものもございますので、そちらのほうを参考にしながら策定を進めてまいりたいと考えております。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今ですね、言葉が悪いかもしれんけど、伊勢市のような地方におきまして、このPFI事業導入をするような事業が実際にあるのかどうなのか、その可能性という部分につきまして、どのように考えておられるのか、その点をお聞かせ願えないですか。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

先ほど、お話をさせていただいた国の指針のほうでは、整備事業で10億円以上、年間の維持管理費が1億円以上の事業については、効果があるのではないかということで、優先的に導入を検討することになっておりますので、伊勢市でいいますと、大きな建設事業のようなものがあつた場合は、そのような対象になってくるのかなと考えております。

以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。具体的には考えておらないような状況でございます。PFIの検討を始めてからですね、もう5年も6年も経過してきておりまして、状況も随分変わってきておるのかなというふうに思うんです。最近では計画の段階から事業者にも参画をいただくというようなPPPというのが主流になって見えるのかなというふうに思うんですが、このPFIと並行してですね、PPPのほうも考えていく必要があるのかというふうに思うんですけども、その辺はいかがですかね。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

先ほど御紹介いただいた内容の部分も含めまして、今後、研究をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは次にですね、16ページの施設使用料の見直しにつきまして、お聞きをいたした

いと思います。この使用料の見直し指針につきましては、本年の2月に御報告をいただきました。その内容につきましては、先ほども説明がありましたように、施設類型別計画に基づきます再編・建てかえの時期に合わせて見直すということが基本にあったかと思いません。

この見直しの時期につきましては、そのときの協議会でも議論をさせていただいたんですが、いただいた回答がですね、全てが再編・建てかえのときに見直すということではなくて、これから施設の完了の仕方を考える中で、施設使用料の見直しについては、適宜やっていくんやと、そんなお答えがありましたので、理解をさせていただいたところであります。で、今回の報告なんですけど、昨年度、見直し指針を策定をして、完了ということになっておるんですが、この取り組み内容のところを見ますとですね、見直し指針を策定をして、各施設の使用料の見直しを行うというような形で記載をされております。見直し指針を策定して完了ということではなくって、指針の策定そのものは一つの通過点であってですね、これから使用料の見直しをしていただかなければならないという状況の中で、完了というものはいかななものなのか。恐らく次回、令和元年度の実施結果の報告の際には、この施設使用料の見直しという項目が削除されてくるのではないかなというように思うんですが、その辺の取り扱いはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

施設使用料の見直しにつきまして、今回の取り組み内容といたしましては、前回の指針でも課題となっておりました「統一した考え方を示す指針の策定」ということを成果指標とさせていただいておりますことから、昨年度2月に協議会のほうでもお示しさせていただいた見直し指針というのが策定できましたので、一旦完了というようなことで御報告をさせていただいたところですよ。

しかし、先ほど委員仰せのように、適時実施をしていくというようなことになっておりますので、その都度、実施をしていく方向で考えていきたいと思っておりますので、この項目につきましては、最終の報告の段階でも効果の検証ということで、全てにおいて報告をさせていただくと思っておりますし、今後も引き続き、ここの部分は検討していくような内容であると考えております。

以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

確認をさせてください。施設の使用料は、引き続いて行財政改革の項目として取り組んでいくということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

先ほど、副参事のほうから申しあげましたように、策定ということが成果指標で、今回こういうふうに完了ということにさせていただきましたが、基本的にそれに基づいて、大もとは使用料を見直していくということでございますので、そっちに関しては、引き続き実施をしていきます。その都度、適時そういったことの報告等もさせていただいて、継続してこの取り組みはしていくということでご理解をいただきたいと思っております。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは、最後にさせてもらいたいと思うんですが、ちょっと全般的な話になろうかと思っております。先月の22日に、私ども総務政策委員会のほうで、自治体の業務効率化で全国1位となりました島根県の松江市のほうへお邪魔をして、行財政改革の取り組みについて話を伺ってまいりました。取り組み自体は、伊勢市と何ら変わりなくですね、納得できない部分もあったんですが、なぜ全国1位になったのか理解しにくかったということが率直な感想であるんです。そんな中でも松江市においては、この行財政改革の進行管理の中で、具体的な算出方法を聞くことが出来なかったんですけど、毎年度の効果をお金に換算して示すような取り組みをなされておりました。で、一昨日の産建でも似たような議論があったかと思うんですが、伊勢市におきましてもですね、何か客観的な数値でもって、行財政改革の成果が一目で分かるような、この行革の視点での工夫ができないものかなというふうに思って帰ってきたんですけど、その辺はいかがでしょうか。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

今回の取り組みにおきまして、財政的な効果額という部分につきましては、経費の削減でありますとか、歳入の確保という部分で、どのようになったかというところで、金額的なものは出てはくるんでございますけども、他の部分についても、その辺の金額という部分がなかなか出しにくいものもございまして、確かに委員仰せのように、今後どういうふうに数値的に計れるものがあるんじゃないかということで、それを示していくことではっきり効果が見えてくるという部分もございまして、その辺も含めて、行革の推進委員会さんにも意見をいただきながら、そのような形で進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎北村勝委員長

他に御発言はありませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

私も少し、お聞かせください。P F I 事業のことなんですけど、これはいったい何をどうしてこうかというところがちょっとよく分からないので、そこら辺のどこを説明していただけませんか。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

この指針の策定ということなんですけども、今、国のほうで20万人以上の人口のところについては、国もP F Iを進めていくということで、指針を策定しまして、整備事業で10億円以上、年間の維持管理費が1億円以上の事業については、優先的にそういう手法を導入することを検討するというような指針が出ておりまして、その他の人口20万人以上の自治体以外についても、そのような方向で進めていくことが望ましいということですので、まずは国の指針を踏まえながら、市の方針というものを全庁的に固めていくような指針をつくりたいというような内容でございます。以上でございます。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

先ほど、鈴木委員の時の答弁の中で、そういう建物が建つときっていうふうなことを言われたと思うんですけど、具体的にどういうふうなことを考えておられるんか教えてください。

◎北村勝委員長

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

今後、施設の統廃合であるとか、新たな施設を複合化するというようなところでの大きな改修なんかがあった場合、ちょっと具体的にいつとか、どのようなものをついていうのは持ち合わせておりませんが、そのような内容であると考えております。

以上でございます。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私もPFI方式というのは、結構、視察も行って、やらしてもらったんですけど、例えばですね、そういう施設の下にコンビニであったり、薬局であったり、そんなんを入れながら、市の土地を利用してですね、建設については、建設業界にやらしてもらってですね、市は負担がかからず、使用料で払っていくとか、そんな方式もやられておった気もしますし、例えば、伊勢市でいくのであれば、市営住宅が老朽化をしたのであれば、そのところに業界の負担で大きな市営住宅、アパートでも結構ですけど、建てていただいてですね、まあその半分を市が借りてですね、あとのアパートは民間に貸すとか、いろんなことがあると思うんですよね。そこら辺のことが指針の策定の中で、きっちりと出てくるのかな。

今話を聞いとると、国がこういう方針で10億っていうお金を出されたんですけど、もうちょっとこれ、10年も前からこんな話はしとって、今、これを策定しとるっていうんが、非常に私としては、あまりお腹の中にスコーンとって、今、頑張るとるんやというふうにはとれないんですけど。10年前ぐらいに遡って悪いんですけど、ずっと市はこれに対して、どのような思いを持ってやってきたのかな。それか、国のほうからそういうことが出されたから、今、慌ててつくっておるのか、ちょっとそこら辺だけ一点お答えください。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

すいません。PFIに関しましては、当初より私のほうもかかわらせていただいておりますので、私から御答弁申し上げます。おっしゃるようになりますね、もう随分前からこの取り組みは国のほうから示されておりまして、検討のほうも進めてまいりました。国のほうも、経済のほうも活性化させるというふうな思惑もありまして、地方創生のほうでも、目標というのが20兆だったか、ちょっと数字を忘れましたけども、国全体としても、こういう取り組みをやっていこうというふうなことが言われております。

効果といたしましては、ライフサイクルコストの削減であったり、行政サービスの質の向上、それから民間事業機会の創出、あとは財政負担の平準化というふうなことがございます。そういった効果を期待しながらっていうことで、取り組みのほうをしていかないかんということなんですけど、実際なかなかこう進んでいないというのは、特に西日本というか、この辺りは割と少のうございまして、我々も方向的なものは理解しておりますので、いろいろと研究も重ねてまいりました。それに時間がかかるとるとご指摘のとおりなんですけども、近隣市町のほうもですね、いろんな事情でこれが中断されたような状況もございましたので、多少慎重にしておったところもございまして、先ほど副参事のほうからお話をさせていただいたように、優先的検討規定というのが国のほうから示されておりまして、人口20万以上の都市については、これ平成の29年か、こうやって進めなさいという優先的検討規定を定めてやっていきなさいというふうなことまで決められております。ですので、これが中座しとるところがございまして、先ほど品川委員がおっしゃられ

たように、行政だけということではなくてですね、複合的に区分所有のことなんかも法律上、整理、信託とかですね行政財産の、そういうことも整理されてまいりましたので、ちょっとこう広い視点で今年度、策定方針までというふうなこともお示しをさせていただきましたので、今後は庁内の合意形成というか理解も取りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎北村勝委員長
品川委員。

○品川幸久委員

もう一点、公共施設のマネジメントについてお伺いしたいんですけど、これの資料の中にですね、例えば、福祉健康センターの管理事業であるとか、そこら辺のところは全部「公共施設マネジメントの推進が図れる」というふうなことが書いてあるんですけど、書いてありますよね。それで、公共施設マネジメントが「進めます」、「できます」、「図れる」と書いてあるんですけど、例えばですね、所管が違うんで答えられないんやったら、やめてもらっても結構なんですけど、例えば、健康福祉センター、老人福祉等の機能を持たせる、民間に譲渡するという福祉健康センターのことも書いてあるんですけど、本来ならですね、公共施設マネジメントと言われてやるんならばですね、譲渡した時点で完全に手を引くというのが普通やと思うんですよね。そこんところに、その機能をここへ残して、そこへ指定管理料も払って、また新たなものができたら、そのところにもお金を出すっていうことになってくると、地べたは減らしたけど、全く仕事の量は増えてしまったみたいなことになりますよね。今、駅前のお話なんかも出てますけど、例えば、公共施設のマネジメントでやられるのであれば、そこへ持っていく機能のところに集中させるわけで、他の施設をきっちりとなくさないかんわけですよね。そこら辺が公共施設のマネジメントが進んでないところかなと思っております。

今までの既存の施設の機能も残したまま、新たなところに設けるというところが、非常に僕は、公共施設のマネジメントというふうに非常に響きのいい言葉でやられとるんですけど、そこら辺のところをですね、もう少し厳しく入ってもらわんとですね、何か民間に渡しましたよ、委託料払って、みたいな話になってくると、何にもならんのかなというふうに思うんですけど、そこら辺どうですかね。

◎北村勝委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

今、委員からおっしゃっていただきましたとおり、公共施設マネジメントは、第一の目的としましては、今、市が所有しております公共施設の数を減らして、これからの大規模改修費であったり、更新すべき費用を抑えて施設の数を減らすということになりますけども、その過程におきましては、今あります公共サービスのほうもできるだけ市民の皆さんのほうに維持できる格好はとらなあかんと思っております。ですので、お金を取ってサー

ビスをなくしてしまったということになりましてはいけませんので。ただ、おっしゃっていただくようなライフサイクルコストを意識しながら、何でもかんでも数さえ減らしたらもうええんやということにはするつもりはございませんので、これからの維持経費であったり、委託料であったり、そういった部分をきちんと精査をしながら、施設の譲渡の仕方とか、これからの複合施設のあり方でありましたりとか、そういったところをきちんと検証しながら進めていきたいと思っておりますので、委員おっしゃっていただくことは、理解しながら進めたいというふうに思っております。

◎北村勝委員長
品川委員。

○品川幸久委員

今の答弁を聞いてみると、僕の言うたことが理解ができたんかという、僕はそういうものを残していく、サービスを残しながらっていうふうなことは分からなくてもないんですけど、例えば、この間の何かの時に答弁で聞いたと思うんですけど、福祉健康センターやったら、ボランティア機能を残すとか、どうのこうのって言うて、響きは非常にいいんやけど、もう少しね、厳しく入って、それは新たに自分とこが見つけるもんであって、既存のものところにそれを残すっていうこと自体が、やっぱりそれは、僕らが考えるといかかなもんかなというふうに思わざるを得ないっていうところがあるので、もう一回だけ答弁ください。

◎北村勝委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

全てのサービスを市がやっていかないかんというふうには思っておりません。民間の皆さんのほうでやっていただいとるようなサービスがもう十分できとるようでありましたら、行政のほうもその部分については、民間の皆さんにお任せしてというふうに考えておりますので、今おっしゃてもらうところについては、ちょっと私の説明が足らんだんかも分かりませんが、市がやるべきところはやって、民間の皆さんにお任せするところはお任せして、そういうふうなバランスを見ながら進めたいと思っておりますので、全てを残すというつもりではございませんので、民間の皆さんのほうにこのサービスはお任せできるようになれば、サービスごと、その施設ごと、譲渡してお任せしたい、このように思っております。

◎北村勝委員長

他に御発言はございませんか。

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

「共生社会ホストタウンの取組について《報告案件》」

◎北村勝委員長

続いて、報告案件に入ります。

「共生社会ホストタウンの取組について」当局から報告をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、共生社会ホストタウンの取組につきまして、相手国及び競技の調整が整いましたので、御報告をさせていただきたいと存じますが、申し訳ございません、資料の中にですね、2カ所誤りがございましたので、申し訳ございませんが、修正をお願い申し上げます。

まず、1カ所目ですが、「4 今後の予定」というところに（1）のイ、こちらにラオス側出席者が記載してございますが、「ラオスパラ陸上チームコーチ」となっておりますのは、正しくは「ラオスパラ陸上競技特別コーチ」ということでございます。申し訳ございません。

もう1カ所が、申し訳ございません、（2）事前合宿、この期日中にカッコ書きで「三重県営陸上競技場」と記載しておりますが、こちら正しくは、「三重県営総合競技場」ということでございますので、大変失礼いたしました。訂正して、お詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料2のほうをそのままご覧いただきたいと存じます。改めて、取組の目的でございますけれども、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて国が進める共生社会ホストタウン制度を活用して、本市のさらなる活性化、市民の国際理解の促進及び共生社会の実現につなげ、第3次総合計画前期基本計画に掲げる選ばれるまちづくりを目指すものでございます。

ここで共生社会ホストタウンにつきまして御説明を申し上げます。東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、地域の活性化や観光振興などの観点から、参加国・参加地域との相互交流を図る地方公共団体を国はホストタウンとして登録していますけれども、その中で、特にパラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現に焦点を当てた取組を推進する自治体、これが共生社会ホストタウンでございます。ホストタウン、共生社会ホストタウンの要件につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

参考までに、国のデータからですのでちょっと時期が古いんですが、4月26日現在、ホストタウンの登録件数は全国で323件でございます。県内で申し上げますと、四日市市がカナダの体操、熊野市が台湾のソフトボール、また三重県は、鈴鹿市とカナダのアーティスティックスイミング、シンクロナイズドスイミングですね。それからイギリスのパラスイミング。三重県は鈴鹿とまずこの二つ。また、津市とカナダのレスリングとこれと交流されるというふうに聞いております。一方、共生社会ホストタウンは全国に13件で、県内には現在ございません。

「3 相手国及び競技」でございますが、障がい者と健常者が一緒に行うインクルー

シブ陸上、こういうものがございますが、その取り組みが進んでいるということ、また宿泊施設等、事前合宿の受け入れが可能な規模であること、そして日本のNPO法人や日本人のコーチがこちらのラオスのほうで支援しておりまして、円滑な推進が今後期待できるというようなことなどから、ラオス人民民主共和国を相手国とし、また、これまで野口みずき選手を始め、多くのトップアスリートを輩出し、国際陸上競技連盟公認クラス2の県営総合競技場、こういった施設を備えているなど、市民にとっても身近なスポーツと思われる陸上競技としたものでございます。

「4 今後の予定」でございます。資料には記載しておりませんが、現在、国に対してホストタウンの登録申請を行い、共生社会ホストタウンに係る調整を行っているところでございます。

直近の予定といたしましては、本当に直近で恐縮なんですけど、明日、6月6日木曜日でございますが、事前合宿の誘致に係る協定締結式を本市で行うこととしております。ラオス国側からは、パラリンピック委員会副会長兼事務局長、それから同事務局の財務部担当官、それからパラ陸上競技特別コーチ、そして通訳、この4名が出席される予定でございます。その後、7月下旬には選手団が事前合宿に来勢し、9月から12月の間に、ラオスで障がい者支援活動をされてみえるNPO法人による小学生の文化交流事業を予定しております。

そして、東京パラリンピックが開催される来年には、再度、大会前の事前合宿と大会後の選手・関係者等との交流事業を8月から9月にかけて実施する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎北村勝委員長

本件は、報告案件でありますけど、特に御発言がありましたら、お願いします。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ただいまですね、共生社会ホストタウン登録に向けて手続きを進めておるといことでお聞かせをいただいたんですが、この登録をされた場合に、当然、シティプロモーション的な面での効果があるかと思うんですが、国のほうから特別な支援というのはあるんですか。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

はい、交流事業にかかる経費につきましては、いろいろ対象があるんですけども、それに関しては、特別地方交付税が措置されるというふうに、2分の1されるということを伺っております。

◎北村勝委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

「違反对象物の公表制度について《報告案件》」

◎北村勝委員長

次に、「違反对象物の公表制度について」当局から報告をお願いします。

予防課長。

●山下予防課長

それでは、違反对象物の公表制度につきまして、御報告を申し上げます。

お手元の資料3、それと総務省消防庁のリーフレットをコピーしたのもあわせて御高覧いただきながらお聞き取りいただきたいと存じます。

違反对象物の公表制度と申しますのは、いまだ私たちの記憶に新しい、平成24年の広島県福山市のホテル火災並びに平成25年の長崎市のグループホーム火災など、多くの死傷者を出した痛ましい火災が相次いで発生したことから、利用者等が防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備の適正な設置促進に資するため、利用者自らが利用する建物の危険性に関する情報を入手し、利用の適否を判断できるよう、消防が把握している消防法令に重大な違反のある建物について、その違反の内容を公表するものでございます。

これにつきましては、資料の下段、「7 関係通知及び内容」にございますように、総務省消防庁からの通知により、まずは政令指定都市から順に全国的にそれぞれの消防本部で公表を開始しているところでございます。

三重県下15消防本部の開始状況につきましては、資料裏面の8に記載のとおりとなっております。私ども伊勢市消防本部を含め、管内人口が20万未満の10消防本部につきましては、協議の結果、一斉に来年4月1日の制度開始を予定しているところでございます。

それでは、制度の内容でございますが、公表の対象となる建物につきましては、資料中央3に記載のとおり、飲食店やホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院や社会福祉施設など、自力で避難することが困難な方が利用する建物で、かつ、消防法令による設置が義務づけられている資料4に記載の三つの消防用設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が、消防法令に違反して設置されていない建物となります。

この公表につきましては、市のホームページへ、違反が認められる建物の名称、所在地、違反内容、公表年月日を掲載することにより行うこととし、本制度の周知につきましては、利用される方々向けには、市町の広報紙やリーフレット、ホームページ等の活用を予定しており、建物の所有者・管理者へは、行政指導を継続して行う中で説明し、周知を図ってまいります。

なお、資料の裏面9のその他といたしまして、現在、消防法令を遵守していると認められる建物であっても、将来的に、(1)から(3)に記載しておりますようなことを行いま

すと、新たに消防用設備の設置が必要となることがありますので、御注意をいただきたいと存じます。

報告は以上でございますが、本制度の実施につきましては、伊勢市火災予防条例の一部改正が必要となりますことから、来る6月定例会において、条例改正案の御審議をいただくことといたしておりますので、あわせてよろしくお含みおきくださいますようお願いいたします。以上で、報告を終わらせていただきます。

◎北村勝委員長

本件も、報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

これから検査に入るのか、多分検査はほとんどされておると思うんで、今現在、伊勢市にだいたいどれぐらいのそういう対象物があるのか教えていただければありがたい。

◎北村勝委員長

予防課副参事。

●西村予防課副参事

平成元年6月5日、本日現在ですが、すいません、令和元年6月5日、本日現在ですが、伊勢市内には27件の対象物がございます。

以上でございます。

◎北村勝委員長

他に御発言はありませんか。御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分